

植民地支配期における韓国近代憲法思想の展開

國分典子

はじめに

本報告を行うにあたり、主催者側から求められたのは、「植民地支配における近代法の伝播、朝鮮人法学者の学知について議論する」というものであった。この点でまず述べておきたいのは、憲法の領域では「近代法の伝播」はかなり屈折した形で起こっているということである。そもそも法が統治の手段という意味をもつ以上、支配者側の作った法は被支配者側からの抵抗を受けやすい。なかでも特に「国家の統治のあり方を示す基本法」であり、国家の基本的価値観を内包する憲法に関しては、技術的要素の強い分野と異なり、支配者側の統治についての思想がどこまで被支配者側に受け入れられるのかという問題が生ずる。韓国（以下、この報告では被支配者側の視点から憲法思想の展開を考察するため、大韓帝国時代以降について、植民地時代も含め、「韓国」の名称を用いることとする）が日本の支配を違法なものとして捉えている状況では、これとはとりわけ先鋭化しやすい問題であった。

具体的に言えば、韓国では植民地支配に抵抗する独立運動家たちが大韓民国臨時政府を作り、大韓民国臨時憲法を制定した。臨時政府は実質的な統治能力をもっていたわけではなかったが、現在の韓国憲法は前文で「臨時政府の法統」を継承することを謳っており、臨時憲法は韓国の近代的憲法の始まりといえる位置づけを有している。このような観点を踏まえて、この報告では、植民地時代に入る前に日本の憲法学がどのように入っていったか、そして臨時政府において韓国でどのような憲法思想が形成されていったかを考察し、両者の間にどのような関係性があるのかを考えることとした。

第1章 韓国における「憲法学」の受容

朝鮮半島で最初の近代的な法学教育機関ができたのは、1895年の法官養成所の設立によってであったと言われている¹。それ以外にも、いくつかの官立学校、私立学校が作られたが、いずれもそこでの教育内容はほとんど明らかではない。この時期の法学分野の資料については、金孝全教授の詳細な調査がある。それによれば、憲法や国家学に関するテキストと考えられるものとしては、

- ① 趙聲九『憲法』1907年

1 金孝全『近代韓国の法制と法学』（世宗出版社、2006年）165頁参照。

2 김효전『근대 한국의 국가사상』（철학과 현실사、2000年）742頁以下。

- ② 兪致衡講述『憲法』1908年
- ③ 金祥演『憲法』1908年
- ④ 高田早苗（鄭寅琥訳述）『憲法要義』1908年
- ⑤ 朴勝彬『憲法』1908年
- ⑥ 張世基『憲法要義』1908年（?）
- ⑦ 羅璿・金祥演『国家学』1906年
- ⑧ 萬歳報連載『国家学』1906年
- ⑨ 伯倫知理（安鍾和訳）『国家学綱領』1907年
- ⑩ 金祥演選述『国法学』1907年
- ⑪ 伯倫知理（鄭寅琥訳述）『国家思想学』1908年

がある。このうち⑥については、金孝全教授の著書の中でも④と間違えられている可能性が付言されている³。④⑤については長く所在がわからなかったが、近年、吉川絢子氏の調査でいずれも高麗大学校に所蔵されていることが判明した。同氏の調査によると、⑤は大日本帝国憲法条文の翻訳であるとのことである。その他についてはいずれも影印本が出ており、内容を確認することができる。

報告者はこれらについて過去に検討したことがあるが、「訳述」となっていないものも当時、日本の学校で行われていた講義の講義録や教科書とほぼ同じ内容になっている。著者のうち、兪致衡と金祥演は日本に留学しており、兪致衡の『憲法』は同著の冒頭で穂積八束のものを「準拠採用」と明示しているとおり、留学先で聴いたと思われる穂積八束の講義録に酷似し、金祥演の『憲法』は副島義一の講義録に酷似している。趙聲九は留学経験不明であるが、かれの『憲法』の内容は金祥演の『憲法』に非常に似ている。羅璿・金祥演『国家学』は高田早苗『国家学原理』（東京専門学校版、明治34〔1901〕年3月製本早稲田所蔵）やコンラート・ボルンハク（菊池駒治訳）『国家論』（早稲田大学出版部、明治36〔1903〕年）を部分的につなぎ合わせた形になっており、金祥演『国法学』は有賀長雄『国法学（完）』（東京専門学校版、明治34〔1901〕年製本請求早稲田所蔵）にかなり似ている⁵。

⑧の萬歳報『国家学』は漢文になっており、これを韓国語訳した金孝全教授は「ドイツの国家学の本を抜粋し翻訳した中国の文献」⁶を元にはしているのではないかとしているが、原本は不明である。

以上のように、当時の韓国における憲法の教育内容がわかるような資料として現在残っている、1906～8年ごろ、相次いで出された韓国人による憲法の教科書の内容は、ほとんどが日本で行われていた憲法の講義録あるいはテキストを引き写したもの、または日本か中国を経由して入ったドイツの国家学の翻訳書であった。

この点だけから見れば、日本の憲法学は韓国の憲法学の源流になったとみることができるか

3 김효전前掲『근대 한국의 국가사상』757頁。なお、澤田哲「朝鮮の教育救国運動期における教科書の研究」『比較教育学研究』23号（1997年）99頁以下によれば、張世基は当時、広成義塾や徽文義塾の塾長を務めている。

4 國分典子『近代東アジアと憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）172頁以下。

5 以上について、國分前掲『近代東アジアと憲法思想』200頁参照。

6 金孝全「역사해설」『国家学（金孝全譯）・国家学綱領（安鍾和譯）・国家思想学（鄭寅琥譯）』（冠岳社、2003年）3頁。

もしれない。但し、これら教科書の内容がどこまで植民地時代の憲法思想形成に影響を与えていたかを見極めるのは難しい。というのも、冒頭で述べた大韓民国臨時政府の憲法思想は、これらの専門学校での授業とはあまり接点をもたないところから、生まれてきたからである。以下では、大韓民国臨時政府の憲法思想を見てゆくこととしたい。

第2章 大韓民国臨時政府の成立と憲法文書

大韓民国臨時政府が成立するのは、1919年の3・1独立運動を契機としてのことである。前述の憲法学の導入と臨時政府の憲法制定とは年代的にも10年ほどの時差がある。憲法の教科書が日本の憲法を元にした君主制における憲法の話であったのに対し、臨時政府は、「大韓民国」を名乗り、「民主共和」国であることを表明した。

もちろん民主制の議論は開化期の頃にもあった。しかし、このような国家観に大きく舵を切る重要な契機となった⁷と考えられるのは、1911年に起こった辛亥革命であったと思われる。北京にいた曹成煥が安昌浩に送った手紙の中では、「四千年、老大帝国の腐敗した専制を打破し、大陸に榮譽ある共和制を建設し、少数の血で金功を収め……」⁸と辛亥革命の成功を讃え、「中華のこの成功はまさに半島の先鋒だ」と述べられている。

1917年には、申裀・趙鏞殷・申獻民・朴容萬・韓震・洪煒・朴殷植・申采浩・尹世復・曹煜・朴基駿・申斌・金成・李逸によって「大同団結の宣言」が出される。この宣言は、君主制からの移行を明示的に宣言する文書として最初に出されたものではないかとされている¹⁰。同宣言では「隆熙皇帝が三宝を放棄した八月二十九日は即ちわれら同志が三宝を継承した八月二十九日である。その間に瞬間も停息はないのである。われら同志は完全な相続者であり、かの帝権消滅の時が即ち民権発生の時である……隆熙皇帝の主権放棄とは即ちわが国民同士に対する黙示的禪位である」と述べている。すなわち、主権が皇帝から国民に移ったことが宣明されたのであった。同時に、「その間に瞬間も停息はない」として、主権が日本に移るのではない、自分たちが「相続」するのだということも主張されている。その後、「大同団結の宣言」に参加した者の多数と、金奎植、安定根、李承晩等を含め、39人が参加した1919年2月の「大韓独立宣言書」でも、「大韓民主の自立」¹¹が宣布されている。

金正明編『朝鮮独立運動Ⅱ——民族主義運動篇』によれば、1919年4月1日「朝鮮共和国仮

7 但し、民主制導入についての議論はそれ以前からあった。新民会の議論やアメリカ在住の韓国人たちによって組織された共立教会における議論について、박찬승『대한민국은 민주공화국이다』(돌베개, 2013年) 103頁以下参照。

8 1912年(日付不明)曹成煥から安昌浩への手紙『島山安昌浩資料集(2)』韓国独立運動資料叢書 第5輯(独立記念館附設韓国独立運動史研究所, 1991年) 73頁。

9 前掲1912年(日付不明)曹成煥から安昌浩への手紙 74頁。

10 「大同団結の宣言」は、『島山安昌浩資料集(3)』韓国独立運動資料叢書 第6輯(独立記念館附設韓国独立運動史研究所, 1992年) 232頁以下に所収。また「韓国独立運動史情報システム」のHPでも原文を見ることができる。

11 1919年2月(日にちは不明)の「大韓独立宣言書」は「韓国独立運動史情報システム」のHPで原文を見ることができる。「大韓独立宣言書」については서희경・박명립「민주공화주의와 대한민국 헌법의 형성」『정신문화연구』30巻1号(2007年) 81頁等参照。

政府組織の布告」および「朝鮮共和国仮憲法」が出されている¹²。同著では、上海フランス租界の「仮政府の定めたる所謂仮憲法（英文）なるもの一部入手し翻訳する」として、以下の内容を記している。

- (1) 朝鮮共和国は北米合衆国に倣ひ民主的政治（政府）を採用す
- (2) 朝鮮共和国の人民は男女の別、社会上の地位或は財産により区別を設くることなく平等たるべし
- (3) 朝鮮共和国の人民は信教、言論、結社の自由を享有すべし
- (4) 朝鮮共和国の人民は公民たる以上凡て選挙及官吏たるの権を有す
- (5) 朝鮮共和国は世界の平和と文明を期する国際同盟に加盟すべし
- (6) 朝鮮共和国は之に依りて共和国が建設されたる国民的理想が神意に一致することを表明す
- (7) 国民会議及仮政府は版図が完全に回復されたる後一ヶ年以内に議会を招集すべし
国民会議は議会が召集せらるる迄は議会を代行すべし

この仮憲法は今のところ、前述の金正明の文献以外では言及が見当たらず、英文現本の所在が明らかではない。ともあれこの後、4月11日には、上海にできた大韓民国臨時政府による「大韓民国臨時憲章」第1条で「大韓民国は民主共和制とすること」が宣布されたのであった。臨時憲章は以下の全10条から成る。

- 第1条 大韓民国は民主共和制とすること
- 第2条 大韓民国は臨時政府が臨時議政院の決議に依って此を統治すること
- 第3条 大韓民国の人民は男女貴賤及貧富の階級が無く一切平等であること
- 第4条 大韓民国の人民は信教・言論・著作・出版・結社・集会・信書・住所・移転・身体及所有の自由を享有すること
- 第5条 大韓民国の人民で公民資格が有る者は選挙権及被選挙権が有ること
- 第6条 大韓民国の人民は教育 納税及兵役の義務が有ること
- 第7条 大韓民国は神の意思に依り建国した精神を世界に發揮し、進んで人類の文化及平和に貢献する為に国際連盟に加入すること
- 第8条 大韓民国は旧皇室を優待すること
- 第9条 生命刑 身体刑及公娼制を全廃すること
- 第10条 臨時政府は国土恢復後満1箇年以内に国会を召集すること

臨時憲章の内容には、先の「仮憲法」の内容がほぼ盛り込まれている。「仮憲法」が「一部入手」と書かれていることを考えるなら、臨時憲章の元になったものである可能性もある¹³。

この時代、上海の大韓民国臨時政府のほか「朝鮮民国」、「新韓民国」、「大韓国民議會」等

12 金正明編『朝鮮独立運動Ⅱ——民族主義運動篇』（原書房、1967年）35頁以下。

13 「朝鮮共和国仮政府組織」については、

首相李承晩、内相安昌浩、外相金奎植、蔵相崔在亨、陸相李東輝

となっているのに対し、臨時憲章の宣布文では、

臨時議政院議長李東寧、臨時政府國務総理李承晩、内務総長安昌浩、外務総長金奎植、法務総長李始榮、財務総長崔在亨、軍務総長李東輝、交通総長文昌範
となっており、人事配置も類似している。

が名乗りを上げ、そのうちのいくつかは宣言書や約法を出しているが、最終的には、統合臨時政府が成立し、臨時議政院によって1919年9月11日に全58条からなる「大韓民国臨時憲法」(第1次改憲と呼ばれる)が制定された。

但し、「統合」といっても各地の臨時政府の足並みはあまり揃っていなかったようである。ロシアにあった大韓国民議会は4月29日に大韓民国臨時政府を「臨時承認」したものの、政府・議会をどこにおくかで統合交渉は困難に直面した。一方、臨時憲章宣布文で、「臨時政府國務総理」とされていた李承晩は、上海臨時政府の呼びかけに答えようとせず、「漢城政府大統領」を名乗った。韓国独立運動史研究所の資料によると、「漢城政府」は4月23日に「ソウルで韓国13道の代表25人の名義により、国民大会の形式を借りて発表した臨時政府」であったが、実体ははっきりしない「ピラ政府」であった。ただ、漢城政府の文書をみた李承晩が漢城政府大統領を自任し、外交・宣伝を積極的に展開していったようである。李承晩が漢城政府の「法統」を主張するようになったため、大韓民国臨時政府は、李承晩との交渉過程で大統領制への変更を迫られるようになったらしい。臨時憲章が第2条で「臨時政府が臨時議政院の決議に依って此を統治する」として議院内閣制を想定していると思われるのに対し、1919年の臨時憲法は、内閣制を加味した大統領制を採っているのは、こうした背景があったためと考えられる。臨時憲章は、趙素昂が起草した臨時憲法案が臨時議政院で討議されて作られたものであった。一方、1919年の臨時憲法は臨時政府の法務次長であった申翼熙が「臨時憲章を基礎にこれを全面的に補完」したといわれている¹⁷。

統合後の臨時政府の憲法文書としては、1925年4月7日の「大韓民国臨時憲法」(第2次改憲)、1927年3月5日の「大韓民国臨時約憲」(第3次改憲)、1940年10月9日の「大韓民国臨時約憲」(第4次改憲)、1944年4月22日の「大韓民国臨時憲章」(第5次改憲)と、1941年11月25日の「大韓民国建国綱領」が存在している。

それぞれの憲法文書の定める統治形態は様ではない。第1次改憲の臨時憲法は大統領制であったのに対し、1919年の臨時憲章、第2次改憲と第3次改憲は、臨時議政院と國務會議の間に議院内閣制的な構造がみられる。1940年の第4次改憲では、國務會議ではなく國務委員会という名称が使われ、ソビエト的な構造が予定されていたのではないかとの見方もある¹⁸。第5次改憲はこの國務委員会の名称を踏襲しつつ、再び臨時議政院との間の議院内閣制的な構造をもつものとなっている。こうした変化には、臨時政府内の各派の勢力関係や臨時政府を取り巻く海外の影響が反映していると考えられる。

14 李炫熙『大韓民国臨時政府史』第2版(集文堂、1983年)396頁以下が国民大会の「約法」や漢城臨時政府の「臨時政府令第1号」、「朝鮮民国臨時政府創立章程」、「新韓民国臨時政府宣言書」等の内容を掲載している。各団体については、同著66頁以下参照。

15 以上について、韓国独立運動史研究所編『韓国独立運動の歴史』(韓国独立記念館・韓国独立運動史研究所、2013年)136頁。

16 金榮秀『韓国憲法史』(学文社、2000年)226頁参照。

17 金榮秀『大韓民国臨時政府憲法論』(三英社、1990年)109頁。また、신우철「중국의 제헌운동이 상해 임시정부 헌법제정에 미친 영향: 임시헌장(1919.4.11)과 임시헌법(1919.9.11)을 중심으로」『법사학연구』29号(2004年)29頁以下はこの点に触れつつも中国からの影響の大きさを重視し、詳細な分析を行っている。

18 신우철「임시약헌(1940.10.9) 연구」『法史学研究』37号(2008年)148頁参照。

第1次改憲については、以前から1912年の中国臨時約法の影響が示唆されていたが、近年では申宇澈教授が1912年3月11日の中華民国臨時約法、1913年10月10日の中華民国憲法草案(天壇憲草)、1914年5月1日の中華民国臨時約法(袁記約法)を抜粋したものであることを明らかにしている¹⁹。

一方、1941年の建国綱領は趙素昂の手になるものであったことがわかっており、第4次改憲や第5次改憲においても趙素昂の影響があったであろうとみられている。ちなみに先の「大同団結の宣言」も趙素昂が書いたとされている。当時の憲法文書のなかでも、1941年の建国綱領や第5次改憲が臨時政府の立て直しを図って、第2～4次改憲より詳細な文書²¹になっていることを考えるならば、1919年の臨時憲章および1941年建国綱領を作った趙素昂は臨時政府の憲法思想を考える上で極めて重要であると考えられる。実はかれの思想もまた中国からの影響を受けたものであった。以下、趙素昂の憲法思想を概観する。

第3章 趙素昂の三均主義思想

趙素昂(1887-1958?)は、17歳で王室留学生として日本に渡り、明治大学法科に学んでいた1909年に東京で愛国啓蒙団体大韓興学会を創立し、また中国の革命家戴季陶と知り合っている。帰国後は大東法律学校等で教鞭をとったが、その後、中国に渡り、戴季陶らと新亜同済社を創立するとともに、独立運動家として活躍していった人物である²²。先に述べたように、1919年の臨時憲章は、趙素昂が起草したものであったが、臨時憲章第1条で「民主共和制」が謳われ、皇帝の治める「帝国」から共和国家への移行を宣明するとともに、第2条では、臨時議政院の決議に基づいて臨時政府が統治すると定められ、合議体の立法機関としての議政院を設けた点²³で、この時代の他の臨時政府の国家構想とは異なる民主的特徴をもったものであった。

また憲章と同時に出された臨時政府の政綱では、第一番目に「民族平等 国家平等 及び人類平等の大義を宣伝すること」と書かれているが、これはかれの「三均主義」といわれる思想

19 신우철前掲「중국의 제헌운동이 상해 임시정부 헌법제정에 미친 영향」31頁参照。第1次改憲においては、大統領のほかには國務院が置かれているが、「國務院」という名称(臨時政府においては唯一、第1次改憲のときのみこの名称になっている)もこの時代の中国の憲法文書に類似している。

20 第4次改憲作業を推進したのは趙素昂であったと推定されており、また第5次改憲当時は、かれは約憲改正委員会の委員長であった。신우철「임시정부의 해방기 헌법문서와 조소앙의 헌법사상」『법학논문집』41巻1号(2017年)44頁参照。

21 臨時政府の各憲法文書を見ると、人権規定については、第1次改憲と第5次改憲においてのみ、人民の権利義務についての章がおかれている。第3次改憲と第4次改憲では、第1章の「総綱」のなかで平等や自由についての一般規定がおかれているが、第2次改憲では「総綱」の中にも規定されず、専ら統治機構についてのみの規定となっている。また司法部にあたるものとして、第1次改憲では「法院」が、第5次改憲では「審判院」がそれぞれ一章を設けて定められているのに対し、第2次改憲から第4次改憲までの間は司法部についての規定はない。この点で第2～4次改憲は臨時政府の実体に則した最低限の内容にとどまるものであった。

22 洪善憲『趙素昂의 三均主義研究』(한길사, 1976年)22頁以下参照。

23 この臨時議政院について、呉世昌「大韓民国臨時議政院의 役割」國史編纂委員會編『韓國史論10』第2版(國史編纂委員會, 1983年)27頁以下参照。

の基本的枠組を端的に示すものでもあった。²⁴ 平等は、臨時政府の文書の中で重視されている。1919年の臨時憲章では、第4条の自由権についての規定よりも先に第3条で平等が謳われていたし、第1次改憲においても、人権の章（1919年の臨時憲法では、第2章が「人民の権利と義務」となっている）ではなく、第1章の「総領」に規定されている（=第4条：「大韓民国の人民は一切平等たること」）。第3次および第4次改憲では人権の章は設けられなかったと述べたが、第4次改憲では、総綱に人権の一般原則規定のなかで自由より先に平等が規定されている。²⁵ 臨時政府が国際社会のなかでその活動をより現実的な路線に変更したといわれる40年代初頭、1941年に出された「大韓民国建国綱領」になると、「わが国の建国精神は三均制度に歴史的根拠をおく」と明示され、趙素昂の三均主義思想が建国の基礎に据えられるに至っている。この「大韓民国建国綱領」は、1948年の建国の際の憲法草案作成にあたっても参照されたのであった。²⁶

趙素昂は、三均主義を人権論における平等にかかわる問題としてのみ捉えるのではなく、「三均主義だけが旧民主制度の失敗と欠陥を補い、名実ともに全民政体を施行する」²⁷ものとして国家の政体に関する議論と考えていた。その政体について、かれは「新民主主義」ということばを用い、「民主的であるとは、一般民衆の意思を投票や会議あるいはその他の手段で民意を代表し反映させ、最大多数人の意思をもって事を行うものであり、万機を公論によって決定することが民主的であり、その反対は官僚的命令的なものであり、または中央集権的なものである」として、²⁸「新民主主義」を「民主的中央集権制」と区別したのであった。また「現代世界の70余の国のうち最大多数の国家が民主政治を採用しているが、民主政治の実益を得ることができておらず、形式的に進行しているので、われわれは陳腐な民主的残滓を受け取るのではなく民主政治の真髄あるいは民治の本質を実行しようと新の字を加えたのである」と述べて、「民主政体」といわれる国々が「本質上は資本階級の政権を代表するもので政・経・教の恵沢が大衆に及ばないことは事実が証明するところである」としており、²⁹かれのいう「民主的中央集権」が社会の一部の階級に資するブルジョワ民主主義の問題を指していたことが窺える。

1910年代に、趙素昂はかれの結成した韓国独立党の党義で次頁のような図表を用いて、三均主義の内容を説明している。³⁰

この図の内容は、1941年の建国綱領の中で具体的に展開されている。建国綱領では三均主義の唱える個人間、国家間、民族間の平等は、まず、国家・民族の主権を回復（復国）したのちに、政治・経済・教育の均等を目指す国家作りを行う（建国）という形で示されている。

24 大韓民国臨時政府の政綱の内容は、金榮秀前掲『韓国憲法史』872頁参照。

25 但し、第2次改憲では平等も含め、人権についての規定はなく、第3次改憲は総綱で「自由と権利」のみに言及している。また第5次改憲では、第2章が「人民の権利と義務」とされ、自由権規定がおかれているのに対し、平等については前文に「自由平等」と規定されているのみである。このことの意味はさらに今後の分析の課題である。

26 兪鎮午「우리憲法の 輪郭——十八世紀憲法과 二十世紀憲法」（兪鎮午『憲法の 基礎理論』（明世堂、1950年）85頁、同『憲法起草回顧録』（一潮閣、1980年）107頁参照。なお、金榮秀「우리나라 憲法과 三均主義思想」『三均主義研究論集』16輯（1996年）48頁以下は、制憲憲法や現行韓国憲法への三均主義の影響を分析している。

27 趙素昂「党綱解釈 草案」三均学会編『趙素昂先生文集』上巻（煥暁社、1979年）227頁。

28 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」227頁。

29 趙素昂前掲「党綱解釈 草案」227頁以下。

30 図は、趙素昂前掲「韓国独立党党義研究方法」三均学会編前掲『趙素昂先生文集』上巻196頁以下による。

主義を口にする資格があるのです」と述べているが³⁶、これはかれの思想の本質が「世界主義」を排除するものではなかったことを表している。一方、趙素昂も、「民族国家は世界構成の単位である。民族と国家を否定しては世界を肯定することはできない³⁷」としながら、各民族の消滅ではなく対等を基盤としたところに「世界一家」が建設されるとしていた。

このような「世界一家」の理想は、変法自強運動で知られる康有為の「大同世界」に遡ることができる。趙素昂は、日本に留学中に留学生団体の雑誌に後の三均主義に至る思想の端緒とみられるような論稿を発表しているが、その際に康有為の名前が引用されている³⁸。1907年の「信教論」では、孔子の教えの「進歩主義」的性格を「清国碩学康有為」の論ずるところとして紹介しており³⁹、かれが創立した団体の雑誌『大韓興学报』のなかでも、康有為の活動を称え、また将来的には民権思想が中国に広まるであろうと述べている⁴¹。この時期の留学生たちは日本にいながら、次第に日本よりも中国の政治思想に関心を抱くようになってゆく⁴²が、趙素昂もそうした留学生の一人として成長し、独立運動家になっていったと考えられる。

康有為、孫文、趙素昂の理論には、国際・国内の両面での平等を唱え、国内的な政治・経済の平等の問題を国際的な民族平等の問題と一体として考える傾向をもっていたという共通点がある。その点からいえば、民族主義的な闘争ないし革命を唱えた孫文や趙素昂の理論は、コスモポリタニズム的な性格を示すことで闘争の正義を主張するという構造をもつものであった。

おわりに

以上の趙素昂の思想を基礎とした建国綱領は、臨時政府の1944年の臨時憲章（第5次改憲）の基礎となった⁴³。また前述のように、1948年の大韓民国憲法制定の際にも参照されたものであった。1948年憲法の基本精神は平等を重視したものであり、「政治的民主主義と経済的社会的民主主義の調和」を目指したものと説明されている⁴⁴。この点では三均主義に基づく臨時政府の思想はある程度、1948年憲法の精神に引き継がれたということが言えよう。

36 孫文「三民主義」『世界の名著 64 孫文 毛沢東』（中央公論社、1979年）133頁以下参照。

37 趙素昂「韓国独立党 党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻、222頁。

38 申宇澈「건국강령(1941.10.28) 연구 ‘조소앙 헌법사상’의 헌법사적 의미를 되새기며」『中央法学』10集1号（2008年）71頁も、康有為の大同思想と孫文の三民主義が趙素昂の建国綱領の着想に最も大きな影響を与えたとみている。同論文では、建国綱領への中国からの影響が詳細な資料比較によって分析されている。

39 趙鏞殷「信教論」『大韓留学生会学報』1号（1907年）32頁（復刻版：韓国学文献研究所編『韓国開化期学術誌』シリーズ19巻『大韓学会月報（下）・大韓留学生会学報』亜細亜文化社、1978年、284頁）。なお、「鏞殷」はかれの本名である。

40 趙素昂「学生論（上）」『大韓興学报』4号（1908年）13頁（復刻版：韓国学文献研究所編前掲『韓国開化期学術誌』シリーズ20巻『大韓興学报（上）』317頁）。

41 嘯印生「甲辰以後列国大勢의 變動을 論함」『大韓興学报』10号（1910年）4頁（復刻版：韓国学文献研究所編前掲『韓国開化期学術誌』シリーズ21巻『大韓興学报（下）』286頁）参照。

42 この点について、國分典子「韓国憲法思想における「近代経験」」『社会体制と法』6号（2005年）28頁以下参照。

43 洪善憲前掲「趙素昂의 三均主義研究」175頁参照。

44 憲法起草委員会委員長徐相日による説明（大韓民国国会発行『制憲国会速記録』第1巻、驪江出版社影印、1987年、209頁）参照。

45 前掲『制憲国会速記録』209頁以下参照。

それでは、植民地時代に日本経由で入った憲法学はどうなったのか。先に韓国の初期の憲法教科書の元になった日本の憲法論は（場合によっては専制君主制とも受け止められたような）立憲君主制についての理論であり、臨時政府の憲法文書への直接的影響はみられないといってよいであろう。日本の憲法学は植民地時代には京城帝国大学で教えられたし、日本の大学で学んだ韓国人たちもいた。しかし、建国当時唯一といってもよい憲法学者であり、1948年憲法起草に関わった京城帝国大学出身の兪鎮午は「天皇は神である」とするような日本の憲法に興味はなく憲法学者になる気はなかったと述べている。⁴⁶

一方、京城帝国大学で教えた憲法学者清宮四郎と韓国人法律家の関係を調べた金孝全教授は、兪鎮午よりは一世代後の朴一慶（京城帝大出身）や韓泰淵（清宮の講義を受けてはいないが、早稲田での授業で清宮らの純粹法学を知った）が純粹法学に関心をもっていたことを指摘している。⁴⁷断片的な話だけで安易に述べることはできないが、韓国の1948年以降の憲法学が戦後の日本以上にドイツ的な憲法学であったことを考えると（ドイツ的という点では、兪鎮午の憲法学も同様であった）日本憲法学がもっていたドイツ憲法の理論的枠組は韓国に一定の影響を与えたということができるとは思えないだろうか。

実はこの点については、日本の憲法学の中国との関係という点からも考える必要がある。近年では清末や民国期における日本の憲法学の影響の研究も徐々に行われてきているが、この面から、ドイツ国法学の源流と日中韓の憲法の枠組の関連性、相互の連結点を分析することは今後の課題である。

なお本報告では詳述できなかったが、最後に指摘したいのは、趙素昂の思想には伝統思想を用いつつ、植民地支配や旧体制を批判し、民族が団結して新しい国家を建設するという特徴があったことである。社会的調和を重視する伝統思想を基礎に平等や団結を説明する思想は個人主義や自由主義よりも社会主義や社会民主主義に親和性をもつ面がある。このことと先のドイツ的な憲法論の受容は一面で建国時韓国の憲法思想に人権の面で弱さを与えることになったのではないかと（自由権に対する法律の留保は臨時政府の憲法文書にも1948年憲法にも盛り込まれていた⁴⁸）。これは韓国のみならず植民地支配を経験したアジア地域全般また日本の近代化の問題にも敷衍して考えるべき問題であろうと思われる。

※本報告ののち、その内容を一部発展させたものとして、「韓国臨時政府憲法文書における国家構想」『名古屋大学法政論集』277号（2018年）217頁以下を公表した。

46 兪鎮午前掲『憲法起草回顧録』5頁参照。

47 金孝全編譯「清宮四郎의 경성제국대학 시절」『憲法学研究』19巻2号（2013年）517頁以下及び520頁以下参照。

48 但し、第5次改憲では全面的な法律の留保が付いているわけではなく、また第7条では法律による制限の限界にも触れられている（第7条は1948年憲法第28条に似ている）。